

厚生労働省
東京労働局発表
平成28年5月19日

担 当	東京労働局労働基準部監督課 監督課長 樋口 雄一 統括特別司法監督官 戸谷 和彦 電話 : 03 (3512) 1612
--------	---

平成27年度司法処理状況の概要について

—長時間労働に関する送検事案が増加—

東京労働局（局長 渡延 忠）は、管下18労働基準監督署（支署）における平成27年度の司法処理状況を、以下のとおり取りまとめました。

1 概要

平成27年4月から平成28年3月までの1年間に、東京労働局及び管下18労働基準監督署（支署）では、合計63件（前年度に比べ9件の増加）の司法事件を東京地方検察庁へ送検しました。

主要な違反事項別では、36協定に定める時間を超えて長時間労働に従事させた等労働時間に関する違反が19件（30.2%）、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反が14件（22.2%）、賃金の支払に関する違反が7件（11.1%）等となっています。

また、業種別の内訳では、商業が18件（28.6%）と最も多く、次いで建設業の15件（23.8%）となっており、当該2業種で全体の半数以上を占めています。

2 違反事項の内容（主な送検事例は次ページ参照）

（1）労働基準法違反・・・41件

労働基準法に関する違反により送検したのは41件で、主要な違反事項のうち最も多かったのは労働時間に関するもので19件でした。次いで、賃金不払に関するものが7件、割増賃金不払に関するものが6件でした。

（2）労働安全衛生法違反・・・22件

労働安全衛生法に関する違反により送検したのは22件で、主要な違反事項のうち最も多かったのは危険防止措置義務違反に関するもので14件でした。このうち、墜落・転落災害を契機とした事案は8件でした。

このほか、休業4日以上労働災害が発生した場合には、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に労働者死傷病報告書を提出しなければなりません。その発生事実を隠ぺいするため、労働者死傷病報告書を提出しなかったものが4件でした。

3 今後の対応について

東京労働局及び管下18労働基準監督署（支署）では、違法な長時間労働を繰り返す等の労働基準法違反や、死亡災害等労働災害の発生原因に労働安全衛生法違反が認められる等、重大・悪質な事案については、引き続き積極的に送検手続きをとる方針です。

主な送検事例

労働基準法・最低賃金法違反

事例 1

全国各地に小売店を多店舗展開する会社が運営する都内の店舗について、

①労働者 2 名に対し、平成 26 年 4 月 13 日から同年 5 月 10 日までの 4 週間に
おいて、法定労働時間である 1 週 40 時間を超えた違法な時間外労働を 100
時間前後行わせ、

②労働者 2 名に対し、平成 26 年 4 月 11 日から同年 5 月 10 日までの間に、労
働基準法第 36 条に基づく時間外労働に関する協定で定める限度時間を超え
て、100 時間前後の時間外労働を行わせ

ていたものである。

事例 2

婦人服等の販売業を営む会社が、労働者 1 名に対し、平成 25 年 3 月 18 日から
平成 26 年 6 月 20 日までの賃金について、その所定支払日に、東京都最低賃金（平
成 25 年 3 月 18 日から同年 10 月 18 日までは 1 時間あたり 850 円、平成 25 年 10
月 19 日から平成 26 年 6 月 30 日までは 1 時間あたり 869 円）以上の支払いを行わ
なかったもの。

労働安全衛生法違反

事例 3

倉庫解体工事において、労働者をスレート屋根上で作業させるに際し、歩み板
を設ける等踏み抜きによる危険を防止する措置を講じていなかったため、屋根に
設けられた明り取り用の合成樹脂製屋根板を踏み抜き、4.3 メートル下のコンクリ
ート床に墜落し重傷を負ったもの。

事例 4

プレス機械を 5 台以上有する金属製品製造業者の工場において、プレス機械に
よる作業を行わせるに際し、プレス作業主任者を選任しなければならないのに、
これを選任しなかったもの。

また、プレス機械にスライドや刃物による危険を防止するための安全装置を取
り付けることなく、労働者に当該プレス機械による作業を行わせていたもの。

事例 5

建築工事現場でコンクリート型枠の組み立て中、使用していた釘打機のロール
釘の連結ワイヤーの破片が労働者の右目に突き刺さったことにより右目眼球破裂
の怪我を負い、12 日間休業した災害について、所轄労働基準監督署長に、遅滞な
く、労働者死傷病報告書を提出しなかったもの。